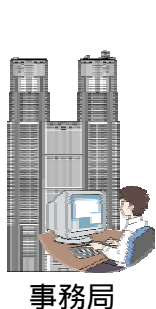


情報の選定基準及び安全性情報の取扱いについて



情報の収集

事務局収集情報

情報収集の視点に基づき、

- ・ 都所管の事業所における調査結果等の現場情報
- ・ 学術・学会情報
- ・ 海外情報、行政情報等を収集する。



情報選定専門委員会

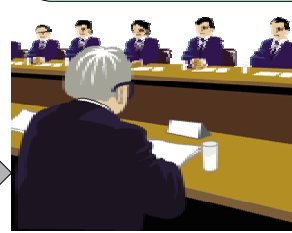
評価委員
委員からの提供情報



情報評価委員会で調査を行う課題の絞込み

検討結果は全て評価委員会に報告する。

評価委員会



食品等の安全性に関する情報について調査を行う。

個別課題の専門委員会

情報収集の視点

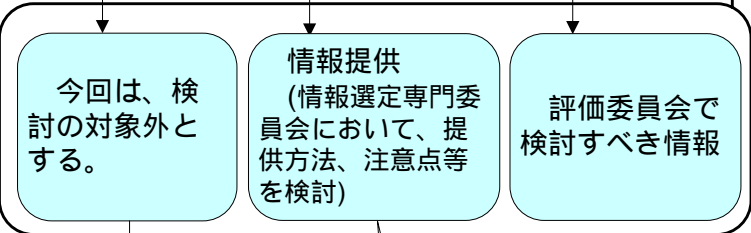
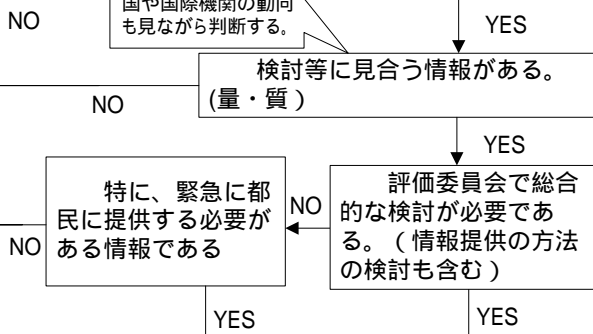
健康被害の未然防止の視点
現在、健康被害が生じていないが、都における実態調査における汚染実態や、外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの

危害の拡大防止の視点
以前より、危害は知られている、あるいは、顕在化はしていないが、健康被害の端緒が見られており、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民への正しい情報提供の視点
以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民生活に影響や不安を及ぼすおそれのあるもの

情報選定専門委員会における情報の取扱い

「情報収集の視点」と同じ視点から、より詳細な検討を行う必要がある情報である。



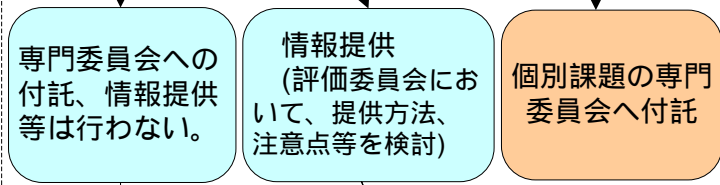
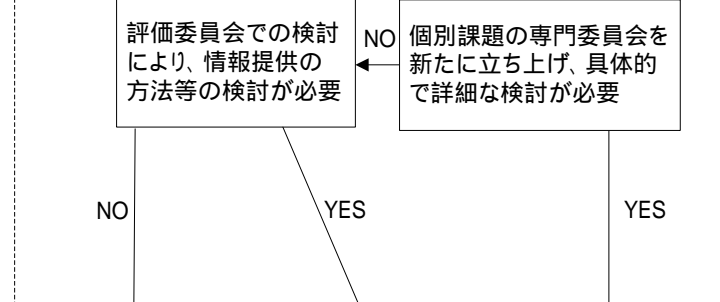
情報の蓄積状況に応じ、再度情報収集

緊急に情報提供が必要な場合、都は、「たべもの安全情報館」にて情報提供

評価委員会における情報の取扱い

検討結果は全て評価委員会に報告する。

情報選定専門委員会において検討を行った情報



情報の蓄積状況に応じ、再度情報収集

都は、「たべもの安全情報館」にて情報提供